

船橋市民文化ホール友の会事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が優れた文化芸術を享受することができる機会を提供するため、船橋市民文化ホール（以下「文化ホール」という。）及び船橋市民文化創造館（以下「きららホール」という。）で行う催し物の参加料等の割引等を行う船橋市民文化ホール友の会事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 館長 文化ホールの館長又はきららホールの館長をいう。
- (2) 会員 船橋市民文化ホール友の会の会員をいう。
- (3) 会費 船橋市民文化ホール友の会の会費をいう。
- (4) チケット 文化ホール及びきららホールが主催又は共催で行う催し物の入場券をいう。
- (5) 会員料金 会員に対する割引料金を設定したチケットの価格をいう。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員への会員料金によるチケット販売。
- (2) 会員への月1回以上の催し物に関する情報の提供。

(チケットの購入数)

第4条 前条第1号に規定する事業において、会員が購入できるチケットの数は、1つの催し物について2枚までとする。

(資格の取得等)

第5条 会員の資格を取得しようとする者（以下「申込者」という。）は、船橋市民文化ホール友の会入会申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に会費を添えて、館長に申し込まなければならない。

2 館長は、前項の規定による申込書を受理したときは、当該申込者に対して船橋市民文化ホール友の会会員証（第2号様式。以下「会員証」という。）を交付する。

(会員証の有効期間)

第6条 会員証の有効期間は、会費を納入した月を含めて12月とする。

(有効期間の更新の届出)

第7条 会員は、会員証の有効期間の満了後引き続き会員の資格を取得しようとするときは、会員証の有効期間の満了の日までに、申込書により館長に届け出なければならない。この場合においては、第5条の規定を準用する。

(変更の届出)

第8条 会員は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、申込書により速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(資格の取消)

第9条 館長は、会員が会員証を第三者に貸与又は譲渡したときその他館長が不相当と認めるときは、会員の資格を取り消すことができる。

(会費)

第10条 会費は、1,000円とする。

2 納入された会費は、船橋市文化芸術ホール事業基金条例（昭和54年船橋市条例第22号）に基づき設置する船橋市文化芸術ホール事業基金の歳入とする。

3 既に納入された会費は、還付しない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

第1号様式

船橋市民文化ホール友の会入会申込書

(会員証有効期間更新届) ・ (申込書記載事項変更届)

申込日 年 月 日

ふりがな 氏 名	
住 所	
電話番号	

※会員証をお持ちの方は、下記にご記入ください。

会員番号		有効期間	年 月 日まで
------	--	------	---------

第2号様式

(おもて)

船橋市民文化ホール									
友の会会員証									
氏名 _____									
No. _____		有効期限			年		月		

(うら)

●この会員証は記名ご本人のみ有効です。会員の特典をお受けになる際は必ずご提示ください。(再発行はいたしません。)

●市民文化ホール及び市民文化創造館(きららホール)の主催する事業で会員割引を設けた際に、1公演に対し2枚まで割引料金でチケットを購入できます。

●有効期限が切れた会員証はご返却ください。

船橋市民文化ホール
〒273-0005 船橋市本町2-2-5
TEL 047(434)5555
午前9時～午後5時(月曜休館)